

◎ 評価対象分野・施策の方針

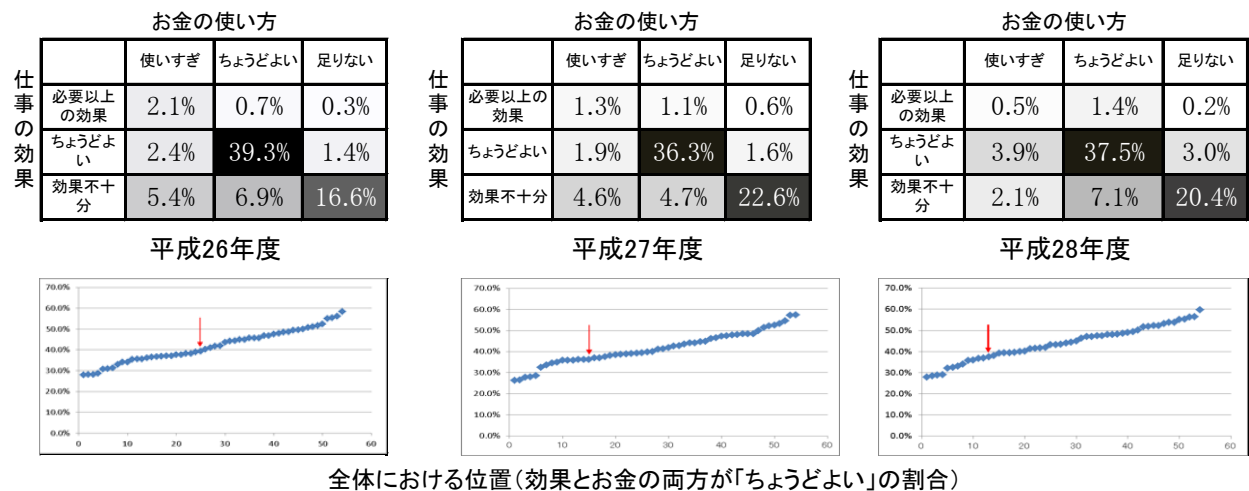
総合計画上の位置付け	分野	歴史環境	施策の方針	歴史的風土の保存
------------	----	------	-------	----------

1 市民意識調査結果

(1) 認知度

取組を知らない・わからないと答えた人の割合	平成26年度	19.0%	平成27年度	18.0%	平成28年度	17.8%	(回答者全体に占める割合)
-----------------------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	---------------

(2) 妥当性



<妥当性の分析>

取組みの認知度では、過年度に比して認知が進んでいる。

「仕事の効果」と「お金の使い方」の組合せでは、「仕事の効果」が「ちょうどよい」、かつ「お金の使い方」が「ちょうどよい」の最もバランスがとれている回答の割合が37.5%となっている。一方、「仕事の効果」が「効果不十分」、かつ「お金の使い方」が「足りない」が20.4%となっている。

風致地区事務においては、概ね市民の理解を得られていると判断できるが、更なる施策の推進を求める市民意識も高いことから、長期的な視点に立って継続的に歴史的風土の保存を推進することが必要である。

(3) 今後の進め方

	もっと力を入れるべき	現状のままで良い	力を入れなくて良い	無回答	全体
平成28年度	33.7%	40.7%	1.6%	24.0%	100.0%
平成27年度	33.9%	37.6%	3.4%	25.0%	100.0%
平成26年度	30.4%	41.0%	4.0%	24.6%	100.0%

2 内部評価

(1) 平成28年度の目標

風致地区条例及び古都保存法の趣旨等について、理解と協力を求め、都市の風致の維持、歴史的風土の保存、緑地の保全等を図る。(都調-01)

(2) 事業評価結果一覧表(網掛けは重点事業)

評価対象事業名		決算値(千円)		総事業費(千円)		職員数(人)		今後の方向性	
整理番号	事業名	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	事業内容	予算規模
都調-01	風致地区事務	1,365	2,866	27,434	43,864	3.5	5.5	b	C

(3) 主な実施内容

【主な実施内容】

- ・鎌倉市風致地区条例、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区の許認可等事務
- ・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下「古都保存法」という。）に基づく歴史的風土保存区域内行為届出、首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域内行為届手の受理
- ・神奈川県への歴史的風土特別保存地区の許認可等に関する経理事務
- ・平成28年度は、古都保存法施行50周年であることから、古都保存法施行に関する過去50年間の資料を取りまとめ、資料集を作成した。また、毎年市民及び観光客に行っている鎌倉駅地下道ギャラリー展示のほかに公益財団法人鎌倉風致保存会と協賛し、古都保存法発祥の地である御谷にて「里山フェスタ」を開催した。さらに、京都市にて開催された「古都保存法施行50周年記念シンポジウム」に参加し、会場において「古都鎌倉の歴史的風土を守るために」のパネル展示を行うとともに、「鎌倉の歴史的風土の五十年、そして未来へ」と題する記念誌を来場された一般の方々や関係機関に配布し、鎌倉市民以外の方々にも風致地区及び歴史的風土保存区域等に関する啓発活動を行った。（都調-01）

【実施できなかった事業とその理由等】

(4) 平成28年度の実施の評価

効率性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な事業費・人件費で執行できていたか	■ 適切	□ 要改善
妥当性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、妥当（適切）な取組であったか	■ 適切	□ 要改善
有効性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な成果が得られていたか	■ 適切	□ 要改善
公平性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、受益機会が偏っていない（適切な）取組であったか	■ 適切	□ 要改善

<上記評価の理由、改善を要する点の具体的内容等>

窓口相談や電話での問い合わせに対して、申請事務の具体事例など、日常業務のあらゆる場面において丁寧な説明を心がけることにより、市民等から、風致の維持に協力が得られるよう、地道な努力を重ねている。

3 評価結果や市民意識調査結果をふまえ、施策の方針等としての、今後の方向性

風致地区や歴史的風土保存区域等は、豊かな自然と歴史的文化遺産を有する本市の風致維持、歴史的風土の保存を行ううえで重要な役割を担うものであり、今後も土地所有者や寺社、行為者等に風致地区条例及び古都保存法の手続、規制等に関する理解が得られるよう努める必要がある。

4 平成29年度の目標

風致地区条例及び古都保存法の趣旨等について、理解と協力を求め、都市の風致の維持、歴史的風土の保存、緑地の保全を図る。

5 主な事業における指標（目標ごとに1つ設定）

整理番号	事業名									
指標の内容						単位		指標の傾向		備考
当該指標を設定した理由		年次	H26	H27	H28	H29	H30		H31	
		目標値								
		実績値								
		達成率								

参考 前年度外部評価結果への対応

鎌倉市民評価委員会からの指摘

課題

- ・鎌倉独自の風習がどのようなもので、それをどのように保存していくのかが分からない。
- ・風土には環境以外にも風習が含まれるが、それらの保全に関する取組が見られない。また、風致地区条例や古都保存法の対象外の地域の風土についての取組も見られない。法令等に基づいて、事務手続きを行っているだけで、積極的に保存しようとする取組が見られない。（問い合わせに答える以外の取組が見られない。）
- ・歴史的風土の保全に向けた取組への熱意が大切である。誠意を持った対応が求められる。

指摘への対応、コメント等

鎌倉市風致地区条例では、許可が必要な行為（建築物の新築、木竹の伐採等）に対し条件を付しています。また、緑化については、既存の樹林地や生垣などを優遇する審査基準を定めています。

風致地区内や歴史的風土保存区域内においては、一定規模を超える行為に対し、許可、届出を義務付けており、法令等に規定する基準に基づき審査のうえ許可等を行っています。

⇒ 神奈川県と連携をとりながら、法令の適切な運用により、歴史的遺産と自然的環境の保存に努めていきます。

・多くの市民が取組に注視している分野であるからこそ、引き続き歴史的遺産と自然的環境の保存への努力が求められる。

・風致地区内行為のうち植樹については、条例に対し市民に平等である姿勢が求められる。

提言

・引き続き風致地区条例及び古都保存法の趣旨等について、理解と協力を求め、都市の風致の維持、歴史的風土の保存、緑地の保全を図っていくべきである。

・「歴史的風土の保存」については、ステークホルダーはもとより一般市民の理解促進が重要である。歴史的風土の保全を否定する人は少ないと考えられる中で、「風致地区事務」に止まらず、市民に対する積極的な啓発活動の展開を求めたい。

・「お金の使い方」「仕事の効率」が「ちょうど良い」という意見36%に対し、「もっと力を入れるべき」という意見が30%もある。例年同様地下道ギャラリーを利用して市民等へのPRを行うだけでは理解度は上昇しないので、もう少し具体的な取組結果の事例を広報すべきである。

鎌倉市風致地区条例においては、緑化に係る規定、及びその審査基準を定めており、それらに照らし適正な審査を行っています。

提言に関するコメント等(総論)

平成28年度は、古都保存法施行50周年であることから、古都保存法施行に関する過去50年間の資料を取りまとめ、資料集を作成しました。また、毎年市民及び観光客に行っている鎌倉駅地下道ギャラリー展示のほか、公益財団法人鎌倉風致保存会と協賛し、古都保存法発祥の地である御谷にて「里山フェスタ」を開催し、古都保存について啓発活動行いました。さらに、京都市にて開催された「古都保存法施行50周年記念シンポジウム」に参加し、会場において「古都鎌倉の歴史的風土を守るために」のパネル展示を行うとともに、「鎌倉の歴史的風土の五十年、そして未来へ」と題する記念誌を来場された一般の方々や関係機関に配布し、鎌倉市民以外の多くの方々に鎌倉の歴史的風土に関して周知啓発ができたと考えています。また、鎌倉風致地区に関しては、風致保全方針を定めホームページにて周知を行っています。



鎌倉市民評価委員会の評価

《評価できるところ》

・鎌倉市風致地区条例、特別緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区の許認可等事務など、窓口相談や電話での問い合わせに対し、具体事例の申請事務など、地道な努力を行っている。
 ・「里山フェスタ」を開催し、古都保存 について啓発活動を行うなど、事務手続き以外の活動を行っている。また、「古都保存法施行50周年記念シンポジウム」に参加し、鎌倉市の取組を外部に発信している。

評価の内訳						⇒	委員会の評価
取組	↗	2	↘	0	→		→
効果	○	1	△	2	—		—

《課題》

・風致の維持・保全に市民は理解していると思う。新しく住みたいと思う人達、事業者への説明が必要である。鎌倉で開発を進めようとしている事業者には毅然とした態度で臨んでほしい。市役所他部局との連携を望む。
 ・古都保存法施行50周年記念のとりまとめ資料が公開としては不十分である。冊子のみならずPDF化等をして、その成果を内外に提示したほうがよい。市のホームページ掲載すること等が必要。
 ・目標が抽象的である。当年度の具体的な行動目標を設定すべき。
 ・「市民意識調査」によれば「重要である」の3位に入っていて市民の関心は高い一方で、評価シートでは当施策の「課題」が明確ではない。
 ・本事業で現状、一番の問題点がどこにあるのか、本事業の今年度の最重要事項が何であったのか、評価シートからは分からない。
 ・法や条例で規制されていないが、鎌倉市が望む「まちの姿」としてどのような事があり、それを達成(維持)するために、どのような取組を行っているのかを示していただきたい。
 ・条例や法で決められている事は「どのような事であり」それは鎌倉市として「何件」「何平米」あり、各条例等の遵守が何件で何%という具体的に見える指標を設定して頂きたい。

《提言》

・風致地区及び歴史的風土保存区域等に関する啓発活動・周知が市民に対して足りないと感じる。もっと積極的に発信すべき。
 ・風致地区の条例に従っているかの審査は建設工事完成半年後に全軒対象で担当部署が直接訪問して審査を行ってほしい。
 ・「風致地区事務」が主要業務であれば、それに対応した「指標」を設定してほしい。適性に執行されたかどうかを評価するにあたり、例えば申請件数や調整案件数、また経年変化についてに対する分析をお願いしたい。
 ・風致地区条例及び古都保存法の趣旨等について理解と協力を求めるが、条例に対し市民に平等である姿勢を持ってほしい。
 ・「条例」や「法」については理解を得るものではなく、市民が遵守義務を負っていることから、理解を得るための努力ではなく、正確に執行するための取組に重点を置くべき。
 ・「古都保存法施行に関する過去50年間の資料を取りまとめ、資料集を作成しました。」とあるが、作成して保管するだけでは意味が無い。作成した成果を最大限に活用し、古都の保存に対する市民意識を高める取組を行うべき。

《質問》

・「古都保存法資料集」が作成されたが、目的、作成後の活用方法とその成果はどういったものか。
 ・指標がひとつも設定されていないため、実際にどのような目的がどの程度達成されているのか不明であるにもかかわらず、全ての取組への評価が「適切」と判断しているのはなぜか。
 ・事業の性質上、他のセクション(例えば教育分野)などとの連携はあるのか？他分野との連携により、本事業の可能性が広がる気がする。事例があれば知りたい。